

社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

すべての職員が職業生活と家庭生活の調和を図って、その能力をいかんなく発揮できる雇用環境の整備を図るため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日 までの間

2、内容

目標 1

有期契約職員を含む全職員の年次有給休暇の取得率を、年間付与日数 70% 以上とする。

<対策>

令和4年4月1日以降継続

年次有給休暇の取得状況について所属ごとに定期的把握確認を行い、本部に報告し社協全体で取得促進を図るよう働きかける。

目標 2

所定外労働時間削減のための周知や業務改善への働きかけを行い、時間外労働や休日出勤の多い部署や職員に対して、業務量の見直しや調整・面談等を行い、所定外労働の削減を図る。

<対策>

令和4年4月1日～

管理・監督職等は職員の毎月の時間外労働を把握し、時間外が多く発生している職員がいないか確認を行う。また、時間外が多く発生している部署に対して管理職等が面談を行い、改善策などをカエル会議等で検討し、業務量の調整や見直しを定期的に行い改善を図る。